

奈良市共同募金委員会における運動方針を、下記のとおり設定いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

記

1 基本方針

昭和22年にスタートした共同募金運動は、戦災により財政面で厳しい状況にあった民間社会福祉事業を支援するために「国民のたすけあい運動」として始まりました。今年で79回を迎え時代の変遷の中、現在は「じぶんの町をよくするしくみ」として、住民相互の支え合い活動をはじめ、地域福祉の推進に取り組む民間福祉団体等の様々な活動を支援しています。

少子高齢化や人口減少、核家族化等を背景に、人と人とのつながりが希薄化する中、生活困窮や社会的孤立、虐待などの生活課題が複雑化・多様化してきており、生きづらさや不安を抱える人が増えてきています。加えて、物価高騰による市民への影響も大きく、行政では積極的な物価高対策の施策が進められようとしており、住民が安心して暮らしを続けるためには、国や行政による支援や取り組みの施策化と共に、日頃からのつながりや関係性の構築が重要で、それらに働きかける民間の福祉活動は無くてはならないものとなっています。複雑化・多様化する生活課題に対しても住民に身近な圏域での地域福祉活動の展開が求められます。また、能登半島地震やその後の奥能登豪雨でも明らかになったように、非常事態にこそ人と人のつながりは重要で、その後の災害関連死、とりわけ孤独死の状況を踏まえても、それらは命にかかわる要素にもなります。いかに日頃からつながりや支え合いが必要かということを、改めて認識させられる出来事でした。

共同募金は永年、そのような地域福祉活動を支える役割を担っており、今後も地道な活動を地道な募金運動で応援する役割が求められます。近年、さまざまな募金活動はテーマ型の取り組みに注目が集まり、多くの実績を残している傾向にあります。地域型で取り組まれる共同募金の重要性を再確認し、福祉活動者・募金活動者が一体となって展開する必要があります。共同募金は地域福祉活動そのものであることを、広く住民や活動者の理解が深まるよう取り組むことを基本方針とします。

尚、一般募金は翌年度配分ですので、本募金運動は令和8年度の地域福祉活動への助成のための運動となります。

2 活動内容

基本方針に基づき、各地区に対する運動目安額を設定せず、地区自治連合会を中心に地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、赤十字奉仕団地区分団等と協働のうえ、市民の自主的意思に基づく募金運動の展開をお願いいたします。

1) 運動期間

【一般募金(赤い羽根募金)	10月1日～11月30日】
【歳末たすけあい募金	12月1日～12月31日】

2) 資材及び領収書について

地区自治連合会で、募金資材及び領収書等の必要数を取りまとめいただき事務局（奈良市社会福祉協議会）へご連絡下さい。

3) 募金の収納について

募っていただいた募金は取りまとめいただき、可能な限り振込用紙でお振込み下さい。

<収納期日について>

赤い羽根共同募金・・・令和7年12月上旬

歳末たすけあい募金・・・令和8年1月上旬

※なお、歳末たすけあい募金につきましては、可能な限り年内（令和7年12月25日の午前中まで）収納にご協力いただければ幸いです。